

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 1 月 15 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 1 月 ～ 令和 1 1 年 1 2 月
<u>申請者（代表者）</u> 株式会社おしの農場	<u>都道府県</u> 山形県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 本法人 代表取締役 押野 和幸 役員 7 名（代表取締役含む） <input type="checkbox"/> スマート農業技術活用サービス事業者（ ） <input type="checkbox"/> 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 大規模（100ha 以上）水田の目視による追肥は、業務の経験差による追肥ムラ等により、生育にムラが生じている。生育ムラにより、収量にバラつきが出てしまっている。 また、今後管内の農地集積が進み、さらに面積拡大を進める際に、目視による確認だけでは、対応しきれなくなる。	
<u>対象品目</u>	水稻、大豆
<u>活用するスマート農業技術</u>	栽培管理システム（ザルビオフィールドマネージャー）
<u>導入する新たな生産の方式</u>	
<input type="checkbox"/> イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
<input type="checkbox"/> ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
<input checked="" type="checkbox"/> ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
<input type="checkbox"/> ニ	その他
<u>（内容）</u> データの共有化による施肥計画対策等の実施	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> 水稻・大豆の栽培において、栽培管理システムから得られたデータ（地力・収量等）をアカウント連携者（産地内農業者）とシステムサービス事業者に共有し、生育状況等のデータ分析を行う。 翌年度以降の施肥計画等にデータ分析結果を活用し、ドローンによる可変施肥等で、地力ムラを無くし、生産性の向上につなげる。	

【活用予定の特例措置】

- 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）